

訪問介護事業所 ヘルパーステーションゆうあい

利用契約書

(契約の目的)

第1条 ヘルパーステーションゆうあい（以下「当事業所」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように訪問介護サービスを提供し一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者がヘルパーステーションゆうあい利用契約書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、次の事項に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

- ① 契約書の内容に変更があった場合

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、サービス利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づくサービス利用を解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立または要支援と認定された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本契約に基づく訪問介護の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の訪問介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第7条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的等を〈別紙2〉のとおり定め、予め同意(「ヘルパーステーションゆうあい利用同意書」の同意内容に含むこととする)を得た上で、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条 訪問介護サービス提供中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第9条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

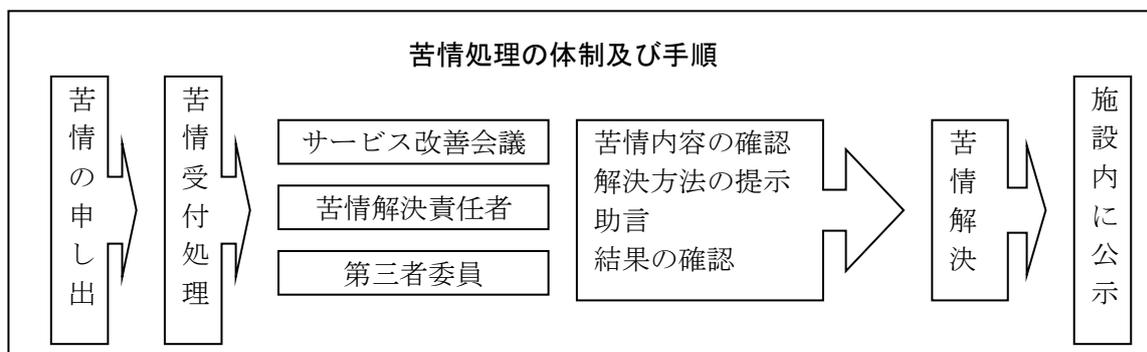
- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する訪問介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。

受付担当 サービス提供責任者 喜多弘美

苦情解決責任者 ゆうあいビレッジ施設長 千々岩親幸



当事業所以外にも以下の相談・苦情窓口等へ苦情を伝えることができます。

- ① 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所 業務課 0954-69-8222
- ② 鹿島市包括支援センター 0954-63-2128
- ③ 佐賀県国民健康保険連合会 介護保険係 0952-26-1477
- ④ 佐賀県福祉サ-ビス運営適正化委員会 0952-23-2151

(サービス第三者評価の実施状況)

第11条 提供する訪問サービスの第三者評価は受けていませんが、介護サービス情報公表システムにより、当事業所の訪問介護サービス状況の公表を行っています。

(賠償責任)

第12条 訪問介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

訪問介護利用契約書

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会医療法人 祐愛会
ヘルパーステーションゆうあい
<住所> 佐賀県鹿島市大字高津原 2962 番地 1
<代表者名> 管理者 喜多 弘美 印

利用者

<住所>
<氏名>

(代理人)

<住所>
<氏名>
<続柄>

重要事項説明書

ヘルパーステーションゆうあいのご案内

(令和6年6月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 社会医療法人祐愛会 ヘルパーステーションゆうあい
- ・開設年月日 平成15年4月1日
- ・所在地 佐賀県鹿島市大字高津原2962番地1
- ・電話番号 0954-63-5533 ・ファックス番号 0954-63-4474
- ・管理者名 喜多 弘美
- ・介護保険指定番号(4150780015号)

(2) 事業所の目的と運営方針

ヘルパーステーションゆうあいは、要介護状態又は要支援状態にある者に対してその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[ヘルパーステーションゆうあいの運営方針]

- 1) 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2) 訪問介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所の職員体制

	員数	業務内容
・管理者	1	事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
・サービス提供責任者	2以上	管理者とともに運営方針に基づき、適正なサービスの提供、サービスの向上に努める。
・訪問介護員	2以上	利用者の介護に従事する。

- (4) サービスを提供できる地域
鹿島市、嬉野市、太良町、白石町

(5) サービスの提供時間

	通常時間帯 8：00～18：00	早 朝 6：00～8：00	夜 間 18：00～22：00	深 夜 22：00～6：00
年中無休	○	○	○	○

(6) サービス内容

- 1) 身体の介護に関すること
 - ・ 食事介助
 - ・ 排泄介助
 - ・ 衣類着脱の介助
 - ・ 入浴の介助
 - ・ 身体の清拭、洗髪
 - ・ 通院等の介助、その他必要な身体介助

- 2) 家事に関すること
 - ・ 調理
 - ・ 衣類の洗濯、補修
 - ・ 住居等の清掃、整理整頓
 - ・ 生活必需品の買い物
 - ・ 関係機関との連絡
 - ・ その他必要な家事

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇訪問介護についての概要

訪問介護は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護サービス計画に基づき入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものであります。このサービスを提供するにあたっては訪問介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

